

# 第101回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

## (書面開催)

日時：令和5年1月26日(木)

### 1 議 事

- (1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく  
警戒レベルの判断について
- (2) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく  
1月28日(土)以降の要請について
- (3) 各部局からの報告事項について

### (配付資料)

#### 資料1

- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒レベルの判断について

#### 資料2

- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく1月28日(土)以降の要請(案)

#### 資料3

- 各部局からの報告事項について

## 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく 警戒レベルの判断について

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」における判断基準の①客観的な数値及び②総合的な状況は、別添のとおりであることから、総合的に判断し、県内35市町村で警戒レベル「2」を継続する。

# <警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値>

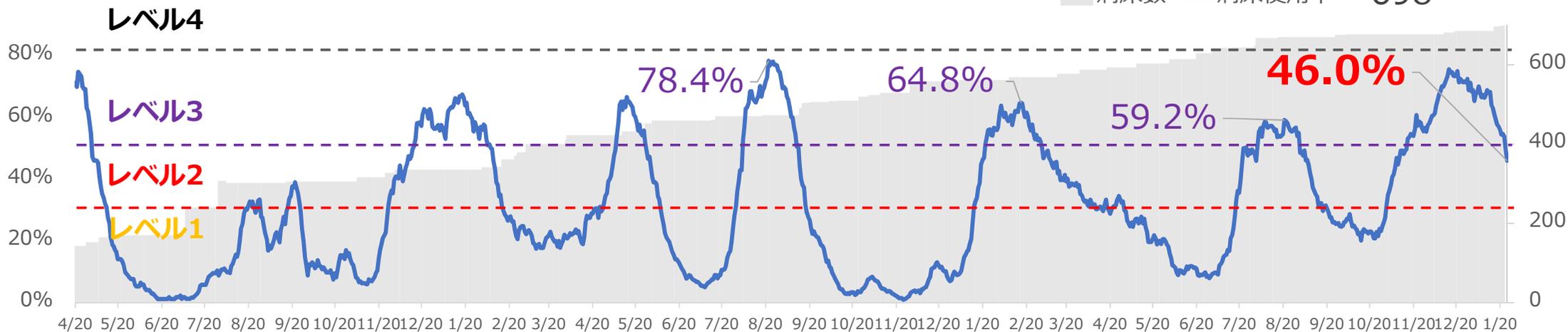
項目		内容※	現在値 (1/25)	過去最大値
医療提供体制の状況	(1)病床使用率 (698床中)	<b>レベル1</b> 0～30%未満 <b>レベル2</b> 30～50% <b>レベル3</b> 50%超 <b>レベル4</b> 80%超 ※重症病室使用率はレベル3以上で適用	<b>46.0%</b>	<b>78.4%</b>
	(2)重症病床使用率 (37床中)		<b>27.0%</b>	<b>40.8%</b>
	(参考)中等症者数、重症者数	【レベル引下げ時】 減少傾向にあること	中等症Ⅱ 93人 重症 10人	中等症Ⅱ 171人 重症 31人
(参考)感染の状況	(1)新規感染者数(1週間移動平均)	増加・減少傾向を考慮	<b>1,177.6</b> 人	<b>2795.7</b> 人
	(2)今週先週比	<b>1.0</b> 以上が <b>10</b> 日間継続	<b>0.63・0</b> 日間継続	<b>59</b> 日間

※ 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

# 判断基準 客観的な数値の推移

## 病床の使用率

■ 病床数 — 病床使用率 698 床



## 新規感染者数



## 警戒レベル移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R5.1.25

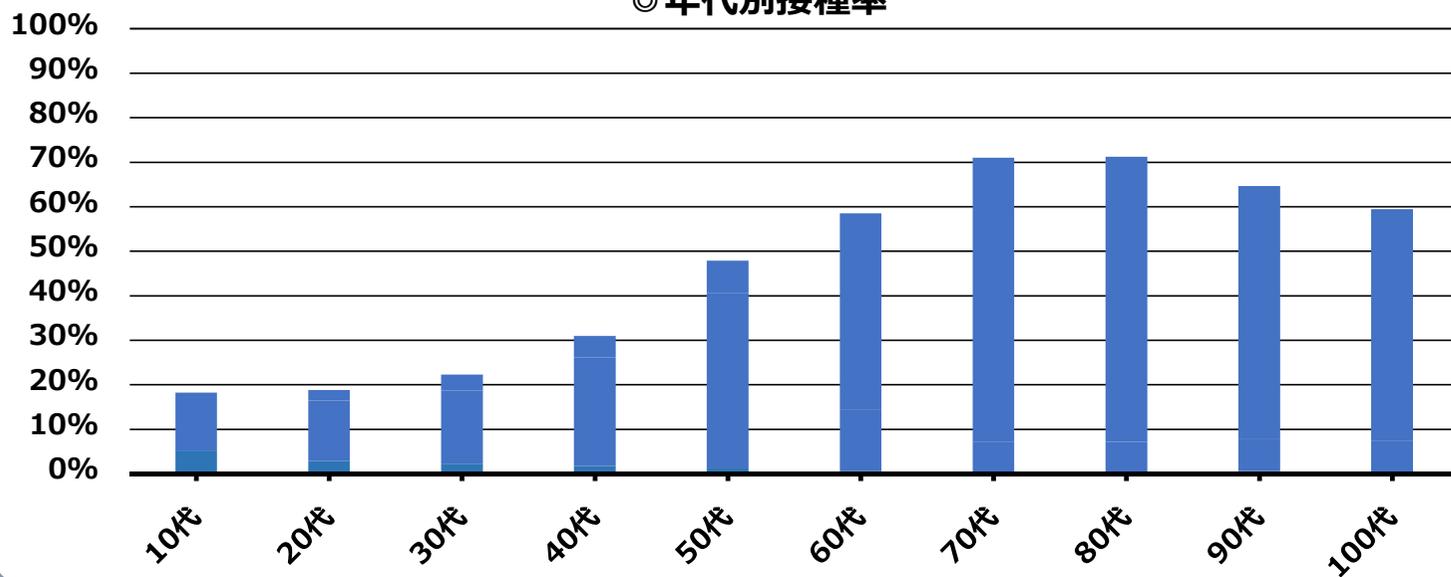
項目	内容	評価	状況
医療提供体制	ワクチン接種の状況	△	別紙参照
	一般医療への影響	○	【一般医療への影響(1/16現在)】 ・入院等の延期や救急患者の受入れの一部制限等を行っている病院があるものの、 <b>患者への治療上の大きな影響が出ていると回答した医療機関はない。</b> (感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果)
	救急搬送困難事案	×	【救急搬送困難事案の状況(1/23現在)】 前週の救急搬送困難事案は、前々週と比較してやや減少したが、高い水準で推移している。
	入院状況	○	【退院者の平均在院期間】 8月： <b>8.9日</b> 9月： <b>9.3日</b> 10月： <b>9.5日</b> 11月： <b>9.5日</b> 12月： <b>9.6日</b>
	外来医療の状況	×	コロナの感染力は更に増しており、今までに無い大きなクラスターが頻発し、医療現場や高齢者施設での対策は困難となっている。一方で、経済を回すために感染対策がなおざりにされている現状があり、医療従事者と一般人の感染対策に対する考え方の差が大きな問題となっている。この点を踏まえた上で、会話時のマスクの徹底、三密を避けること、コロナとインフルエンザのワクチン接種が進まない現状に対する新たなメッセージが必要と思う。
(参考)感染状況	近隣都県の感染状況	○	【実効再生産数】  ・参考：東洋経済オンラインによる推定値(1/24時点) 東京都0.86
	クラスターの発生状況	×	【直近のクラスター発生状況】(1/25AM時点) <b>9月：50件 10月：48件 11月：152件 12月：249件 1月：163件</b>  9月 福祉施設46件、医療機関4件 10月 福祉施設40件、医療機関8件 11月 福祉施設117件、医療機関35件 12月 福祉施設198件、医療機関51件 1月 福祉施設127件、医療機関36件

# 新型コロナウイルスワクチンの接種について ワクチン接種推進課 (R5.1.26)

## ＜オミクロン株対応型ワクチン＞

	接種累計	接種率	
		全人口	2回目接種完了者数
3回目	31,022	1.60%	—
4回目	316,236	16.27%	—
5回目	441,153	22.70%	—
合計	788,411	<b>40.57%</b>	50.43%

◎年代別接種率



**1月23日集計時点**

## ＜小児用(従来株)ワクチン＞

	接種累計	接種率	
		小児人口 (5~11歳)	2回目接種完了者数
1回目	22,223	20.29%	—
2回目	20,922	19.10%	—
3回目	8,888	8.11%	42.48%

※小児用ファイザー接種後12歳になった者は除く

## ＜乳幼児用(従来株)ワクチン＞

	接種累計	接種率
		乳幼児人口 (6ヶ月~4歳)
1回目	2,074	3.24%
2回目	1,315	2.06%
3回目	3	0.00%

※乳幼児用ファイザー接種後5歳になった者は除く

**「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
1月28日（土）以降の要請について**

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく1月28日（土）からの要請は、1月14日（土）からの要請を継続することとし、要請の期間は2月10日（金）までとする。

※要請本文の添付は省略

# 警戒レベル2の要請：1/28～2/10（案）

R5.1.26 危機管理課

市町村	警戒レベル	県民	事業者	その他
全市町村	警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策の徹底</li> <li>・ワクチン接種の積極的な検討</li> <li>・「新しい生活様式」等の実践               <ul style="list-style-type: none"> <li>特に場面に応じたマスクの着脱、換気の実施</li> </ul> </li> <li>・感染リスクの高い場所への外出は十分注意</li> <li>・県外移動は十分注意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染防止対策の徹底</li> <li>・業界ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の遵守及び明示</li> <li>・ストップコロナ！対策認定店制度への登録推奨</li> <li>・テレワーク、時差出勤等を強く推奨</li> <li>・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意、従事者への適切な感染防止対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人数・長時間での会食や飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断</li> </ul>

# 警戒レベル2の要請：1/28～2/10（案）

R5.1.26 危機管理課

市町村	警戒レベル	イベント開催		
全市町村	警戒レベル2	収容率（※1）		人数制限（※1）
		大声なし（※2）	大声あり（※2）	
		100%以内	50%以内（※4）	【感染防止安全計画（※3）を策定し県の確認を受けた場合】 収容定員まで  【感染防止安全計画を策定しない場合】 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きいほう
※1 収容率又は人数制限の小さいほう ※2 「大声」とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義する。 ※3 感染防止安全計画は5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用し、基本的に「大声なし」が前提 ※4 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。				

## 各部局からの報告事項について

各部局からの報告事項は別添のとおりである。

### 別添資料

- ・ 検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の期間延長について

## 検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の期間延長について

R5. 1. 26 健康福祉部

県内で新型コロナウイルスの感染者数が依然として多い状況であることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請及び一般検査事業の期間延長を行う。

### 要請及び一般検査事業の期間（延長）

現 行	令和 4 年 7 月 25 日（月） から 令和 5 年 1 月 31 日（火） まで
延長後	令和 4 年 7 月 25 日（月） から <u>令和 5 年 2 月 28 日（火）</u> まで

### 【参考】

#### 1 検査受検の要請

- (1) 要請内容  
感染の不安を感じる無症状者は検査を受けること
- (2) 対象者  
次の要件の両方を満たす無症状者
  - ①群馬県内に在住する者
  - ②感染に不安を感じる者
- (3) 区域  
県内全域

#### 2 無料検査（一般検査）の実施（1）概要

知事が 1 の要請をした場合、これに応じて県民が受検する検査を無料化するもの。

- (2) 対象者、区域  
1 (2) ～ (3) のとおり
- (3) 受検場所  
当事業の実施事業者として登録している、薬局、衛生検査所等  
(R5. 1. 24 現在 230 店舗)
- (4) 受検方法  
下記HPより実施事業者を確認し、実施日及び時間等を確認した上で受検  
※「群馬県新型コロナウイルス検査促進事業の実施について」に掲載の「検査実施店舗一覧」のとおり
- (5) その他の無料検査  
「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」  
飲食、イベント、旅行等の活動に際して、ワクチン接種証明や陰性の検査結果を確認する民間事業者等の取組のために必要がある方のうち、「無症状」で、原則としてワクチン接種を 3 回済ませていない者。検査は、原則として、抗原定性検査。  
<令和 4 年 8 月 31 日（水）で終了>  
<その後、国の方針により年末年始の期間限定で再開していたが、これも、令和 5 年 1 月 12 日（木）で終了>